

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧尾崎公民館通行路整備に係る測量等業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 大阪市中央区船越町1丁目3番6号 フレックス大手前
契約金額（税込）	￥661,155-
契約締結日	令和4年11月24日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、現在施工中である旧尾崎公民館における通行路整備及び敷地内水路の移設に伴い測量等を実施するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、法律行為に基づく高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。</p> <p>契約相手方の公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署による不動産登記に必要な調査、測量、またはその登記の嘱託若しくは申請等の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立され、法制化（土地家屋調査士法第63条及び64条）されている唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市児童手当等上乗せ臨時給付金（第2弾）給付事業に係る電算処理委託
担当部・課名	こども未来部こども支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市勝浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,719,300円
契約締結日	令和4年11月7日
契約期間	契約締結の日～令和5年2月28日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	阪南市児童手当等上乗せ臨時給付金（第2弾）給付事業は、児童手当の受給者等を対象にしており、児童手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童手当の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市デマンドタクシー運行等支援業務委託
担当部・課名	都市整備部 都市整備課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大阪第一交通株式会社 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北三丁目11番14号
契約金額(税込)	¥3,024,000円
契約締結日	令和4年11月1日
契約期間	契約締結日から令和5年2月28日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域住民の移動ニーズの変化への対応にあたり、デマンド交通の導入を検討するため、地域の公共交通事業者の支援に加え、新しい生活様式に対応するためデマンド交通システムを利用した2カ月間の実証実験を行うものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用にあたっては、地元業者を支援するという観点もあり、大阪第一交通株式会社は、市内に本店、支店等の営業所はないものの南海尾崎駅海側にタクシーのりばを開設している唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>